

2005年度 破産法講義

7

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産法講義 第7回

破産債権

1. 概説
2. 破産債権の権利行使の制限
3. 破産債権の要件
4. 共同債務関係にある債務者
5. 在外財産からの満足

T. Kurita

2

破産債権の意義

- **要件** (2条5項) 破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権 (例外あり)。財団債権に該当するものは除かれる。
- **効果** (100条) 破産手続に参加して配当を受けることができる債権。これに付随して、破産手続によらなければ行使できないという効果が認められている (例外あり)。

破産法は、要件の面から破産債権を定義している。

T. Kurita

3

破産債権の権利行使の制限 (100条1項)

- 包括的な執行手続である破産手続が開始されているので、破産財団に属する財産に対する個別の権利行使は許されない。
- 破産者の**自由財産**に対する権利行使も許されない。裁判外の請求も許されるべきでない。
- 租税等の請求権について例外あり (100条2項、43条2項) 租税優先の原則

T. Kurita

4

破産債権の要件 (2条5項)

- 破産者に対する財産上の請求権 破産者の一般財産から満足を受けるべき人的請求権
- 金銭に評価できる請求権
- 執行することのできる請求権
- 破産手続開始前の原因に基づいて生じた債権
- その他 破産手続開始の当時に満足を受けていないこと

T. Kurita

5

破産者の一般財産から満足を受けるべき人的請求権

- 人的請求権の中心は、債権的請求権であるが、扶養料請求権のような親族法上の請求権も、破産者の一般財産から満足を受けるものである限り、破産債権に含まれる。
- 次のものと区別しなければならない。
 1. 物権的請求権 取戻権になる (62条)。
 2. 物的担保権 その多くは別除権となる (2条9項)

T. Kurita

6

金銭に評価できる請求権

- 金銭給付によって満足させられる請求権を指す。
 1. 代替的作為債権 代替執行によって実現され、費用支払請求権に転化する。
 2. 不代替的作為債権や不作為債権 それ自体は金銭に評価できない請求権であるが、破産手続開始前の債務不履行により生じた損害賠償債権は、金銭賠償の原則（民417条）により金銭債権である。
- 金銭評価ができればよく、金額が確定していることは必要ない。判決等の債務名義も必要ない。

T. Kurita

7

執行することのできる請求権

- 破産手続が包括的な執行手続（強制的な権利実現手続）の性格を有することにに基づく要件である。
- いわゆる自然債務に対応する権利（例えば、消滅時効にかかった債権）は、破産債権にならない。
- 遺贈による請求権は、遺贈者（破産者）の死亡前にあっては単なる期待権とみられ、破産債権とはならない。

T. Kurita

8

破産手続開始前の原因に基づいて生じた請求権

- 基本的構成要件が破産手続開始前に充足されていれば足りる（基本部分具備説）。
- 条件付債権、期限未到来の債権でも、保証債務履行前における保証人の求償権のような法定条件付債権（将来の請求権）でもよい。（103条3項・4項参照）。

T. Kurita

9

次のものも破産債権となる（97条）

- 破産債権に付帯する債権（1号-3号）
- 破産手続開始後の租税等の請求権（4号）
- 加算税等（5号）
- 罰金等の請求権（6号）
- 破産手続参加の費用（7号）。
- 双務契約の終了に伴う債権（8号-10号）
- 破産手続開始後の為替手形の引受け・支払いによる求償債権（11号）。
- 否認の相手方の償還請求権（12号）

T. Kurita

10

破産手続開始前に原因がある請求権であるが、財団債権となる例（148条）

- 破産手続開始時に納期限未到来又は到来から1年を経過していない租税等の請求権（1項3号）
- 双方未履行の契約について履行が選択された場合（53条1項）の相手方の請求権（1項7号）。
- 遺贈に付された負担の請求権（2項）

T. Kurita

11

租税等の請求権

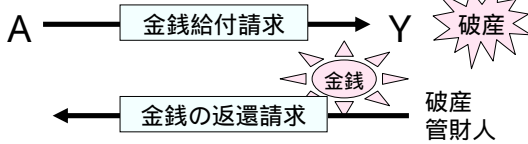
- 破産手続開始前に原因があるもの
 1. 開始時に納期限到来から1年経過しているもの 優先的破産債権（国税徴収法8条等）
 2. その他 財団債権（148条1項3号）
- 破産手続開始後に原因のあるもの
 1. 破産財団に関する費用に該当するもの（固定資産税等） 財団債権（148条1項2号）
 2. その他 劣後的破産債権（99条1項1号・97条4号）

T. Kurita

12

仮執行による満足と債務者の破産

第一審：請求認容。仮執行宣言付判決



Yが控訴し、控訴審に訴訟が係属中に仮執行判決確定前にYが破産し、仮執行により給付された金銭について破産管財人が返還請求

最高裁判所平成13年12月13日決定

- 仮執行宣言付判決に係る事件が上訴審に係属中に債務者が破産宣告を受けた場合において、仮執行が破産宣告当時まだ終了していないときは、破産法70条1項本文により仮執行はその効力を失い、債権者は破産手続においてのみ債権を行使すべきことになるが、
- 他方、仮執行が破産宣告当時既に終了していれば、仮執行も終局的満足の段階にまで至る点において確定判決に基づく強制執行と異なるところはないから、破産宣告によってその効力が失われることはない。

優先的破産債権と劣後的破産債権

- 破産債権は、配当を受ける順位の点から、次のように区別され、先順位の債権が満足を受けた後で、後順位の債権が満足を受ける。
 1. 優先的破産債権
 2. 一般の破産債権
 3. 劣後的破産債権
 4. 約定劣後破産債権

優先的破産債権（98条）

1. 一般の先取特権のある債権 例：民法306条
 2. その他の一般の優先権のある債権 例：租税債権、企業担保権
- 「一般の」＝「債務者の総財産を対象とする」
 - 一般の先取特権等を別除権として扱って、破産手続外での権利行使を認めると、債務者の総財産を対象とする破産手続の追行が困難になる。

最判昭和46年10月21日民集25-7-969



民法310条の債務者は自然人に限られ、法人は右債務者に含まれず、この結論はいわゆる個人会社であっても同じである。

雇用関係により生じた債権（民法308条）

- 雇い主の属性にかかわらず、無制限に一般の先取特権の保護を受け、優先的破産債権となる。身元保証金返還債権、賃金債権、退職金債権など
- 使用人・雇用関係に該当するかは、実質的に判断される。個人的労務の提供により個人の生活に必要な金銭が支払われているかが重要。委任・請負も含まれる。
- 149条により財団債権となるものもある。

社内預金

- 原則として 先取特権の保護を受けない（東京高判昭和62.10.27判時1256-100）。
- 例外 会社が賃金の一定日払いの原則（労基法24条2項）を逃れるために賃金を社内預金に振り替えたような場合は、賃金債権と見てよい。

浦和地判平成5.8.16判例時報1482-159

- 従業員が、病気のため2、3カ月間休職したのち、病気が回復したことから復職を申し出たところ、会社から復職の条件として300万円程度の金員を社内預金名目で会社に預け入れるよう求められたので、銀行預金を中途解約して350万円を社内預金の名目で預けたが、その後、会社が破産した。この場合に、会社に預けた金銭は、雇傭関係と密接に結び付いた貸付金であり、商法295条[現:民308条]の適用があるとされた。

労働福祉事業団が実施する賃金立替払制度

- 破産手続開始申立の6カ月前の日から2年間以内に退職した者の未払賃金のうちの8割が立替払される。但し、退職時の年齢に応じて56万円～136万円の範囲で上限が設けられている。
- 対象となるのは、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している次のもの。
 1. 定期賃金（ボーナスは含まれない）
 2. 退職手当
- 厚生労働省「未払賃金立替払制度の概要」

劣後的破産債権等(99条)(1)

- 1項 劣後的破産債権
 1. 98条1項1号から7号の債権（1号）
 2. 無利息債権の中間利息（2号-3号）
 3. 定期金債権の中間利息相当分の合計額（4号）
- 2項 約定劣後破産債権

中間利息の控除

- 1年の定期預金利率が5%の時に、100万円を1年間預金すると、105万円になる（税金は無視する）。
- したがって、弁済期が破産手続開始の時から1年後に到来する105万円の無利息債権は、破産手続開始時に100万円の債権（普通部分）と評価して配当を与えれば足りる。差額の5万円が中間利息（相当額）と呼ばれ、劣後部分となる

利息の約定のない期限未到来の金銭債権

- 手形金債権が典型である。
- 次のものは、破産手続開始の時点では利息付債権または遅延損害金付債権となっているのが通常である。
 1. 商人間の消費貸借、立替金債権 商法513条
 2. 不法行為債権は、債権発生のおきから債務者が履行遅滞にあると考えられている。
 3. 期限の定めのない債権 消費貸借による場合には、債権者が催告時に定めた相当期間経過後に債務者は遅滞に陥る（民法591条1項）。その他の場合には履行の請求を受けた時から即時に遅滞に陥る（民法412条3項）。遅滞の時から遅延損害金賠償義務が発生する

定期金債権（期限未到来の部分のみ）

| | 普通破産債権額 | 劣後的破産債権額 |
|----------------|--|------------------------------------|
| 金額または期限が不確定 | 評価額(103条2項1号ハ) | (評価額を元本とする手続開始後の法定利息) |
| 金額および期限の確定したもの | 定期金の合計額 - 中間利息相当額、または定期金相当額の利息を生ずる元本額のうち小さい方の額 | 中間利息相当額、または定期金の合計額 - 元本額 (99条1項4号) |

T. Kurita

25

給料の請求権等の弁済の許可（101条）

- 優先的破産債権である給料の請求権、退職手当の請求権
- 生活維持の困難のおそれ
- 裁判所が簡易配当・中間配当前の弁済を許可する

T. Kurita

26

破産管財人による相殺（102条）

- 破産管財人からの相殺は、実質的に見て、破産手続によらない弁済であるので、破産管財人からはできないのが原則である。
- しかし、相手方債権・破産財団所属債権の特質を考慮して、裁判所の許可を得て、破産管財人から相殺することもできる。

T. Kurita

27

破産債権者の手続参加（103条）

- 破産手続開始時を基準にして、各債権を平等に扱う。
- 手続参加の額
 1. 評価額をもってするもの
 2. 債権額をそのまま破産債権の額とするもの

T. Kurita

28

破産債権の等質化

- **金銭化**（103条2項1号イ） 非金銭債権についておこなわれる。
- **現在化**
 1. **期限の到来**（103条3項）
 2. **数額の現在化**（99条1項2号-4号） 無利息債権の中間利息の控除（劣後化）等。
- **金額の確定**（103条2項1号ロ・ハ） 不確定金額債権、外国通貨金銭債権についておこなわれる。

T. Kurita

29

条件付き破産債権（103条4項）

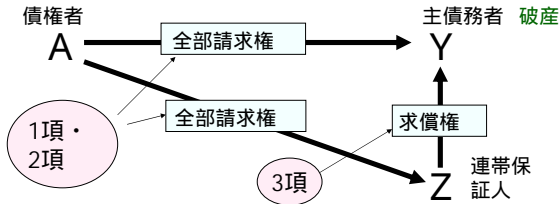
金額は無条件の債権と同様にして決定する。

| 条件成就の時期 | 停止条件付債権 | 解除条件付債権 |
|------------------|--------------------------|--------------------|
| 最後の配当の除斥期間内に条件成就 | 配当 | 配当不可 |
| その後に条件成就 | 配当不可。免責決定があれば、債務者に請求できない | 配当。しかし、返還しなければならない |

T. Kurita

30

共同債務関係にある債務者の破産（104条）



債権者（A）が、複数の債務者（YとZ）から全部で例えば100万円を受領することができ、かつ、各債務者に対して、その全部の支払いを請求できるという債務関係を全部債務関係という。連帯債務関係や保証債務関係がこれにあたる。

T. Kurita

31

続

- 請求権の扱い=1項・2項 それぞれの破産手続にそれぞれの破産手続開始時の債権額を基準にして債権を届け出て、配当を受けることができる。但し、Aが本来の債権額である100万円を越えて配当を受けることはできず、最後になされる配当手続で調整が必要となる場合もある。
- 請求権の扱い=3項 AがYに対して債権を有しているが、それとやらんでZもYに対して将来の求償権を有している。Aが破産手続に参加する場合には、Zの求償権は破産手続において行使できない。

T. Kurita

32

練習問題

- Yは、A銀行から1000万円借り受けるにあたってZに保証人になってもらった。その後Yが100万円弁済した段階で、Yについて破産手続が開始された。さらに、Zが300万円返済してから、Zについても破産手続が開始された。いずれの破産手続も、配当はまだ行われていない。この場合に、A銀行は、それぞれの破産手続においていくらの金額を基準に配当を受けるか。

T. Kurita

33

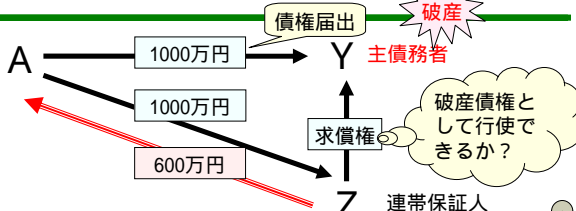
4項

- 全部弁済の場合** 全部義務者の一人（Y）が破産し、債権者が破産手続開始時の全額をもって債権届出をなし、他の全部義務者（WとZ）がYの破産手続開始後に全部弁済した場合には、弁済者（WとZ）は、求償権の範囲内で、債権者の権利を行使することができる。

T. Kurita

34

破産手続後における保証人による一部弁済



Zの権利行使を認めるのであれば、Aの届出債権額を400万円にしなければならない。例えば1割配当であれば、Aは、40万円しか受領できない。これは、不合理である。Aに1000万円の権利行使を認めるべきである。Zは債権者が全額の満足を受けるまで債権者に代位することができない。

T. Kurita

35

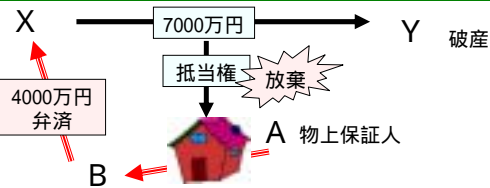
5項

- 物上保証人の求償権についても、同様とする。
 - 物上保証人自身の任意弁済
 - 抵当権の実行による満足（配当）
- 一部弁済がなされたにとどまる場合には、破産債権者が全額の満足を得て余剰があれば、余剰の範囲で代位弁済により取得した債権を行使できる。（最判平成14年9月24日）。

T. Kurita

36

最高裁判所平成14年9月24日

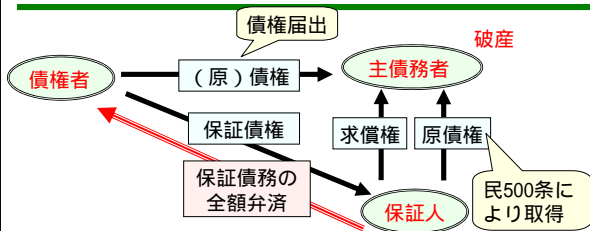


① 物上保証人から抵当不動産を取得した者が、破産債権者に対し破産債権の一部を弁済した場合であっても、破産債権者は債権全額について権利を行使できる。

保証人の破産の場合（105条）

- 保証人は、催告の抗弁・検索の抗弁を行使できない。
- 主債務の弁済期が未到来でも、保証債務履行請求権を行使できる（附従性（民法448条）の例外）。

求償権と代位弁済により取得した債権との関係



① 保証人は、求償権を行使することも、原債権を行使することもできる。原債権が債権調査を経て確定済みの場合は、これを行使する方が楽である。

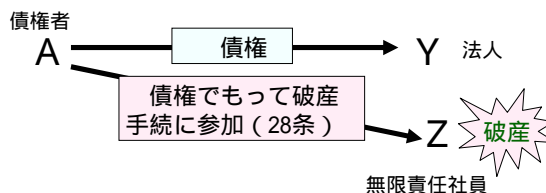
最判昭和61年2月20日・民集40巻1号43頁

- 弁済者代位により取得した権利（債権者の届出債権）は、求償権の従たる権利にすぎず、求償権が消滅したときは、これによって当然に消滅する。

最判平成7.3.23民集49-3-984

- 求償権者が破産裁判所になす債権届出名義の変更申出は、「求償権について、時効中断効の肯認の基礎とされる権利の行使」として、求償権の消滅時効をその時から破産手続終了までの間中断する効力を有する。
- 求償権の消滅時効は、破産手続の終了の時から進行するが、その期間は従前のままである。届出債権が債権調査を経て確定し、民法174条の2により消滅時効期間が延長されても、求償権の存在まで確定されたわけではないから、その時効期間まで10年に延長されるわけではない。

無限責任社員の破産と法人の債権者（106条）



無限責任社員は法人の全債務について弁済責任を負い、保証人と同じ地位にある。

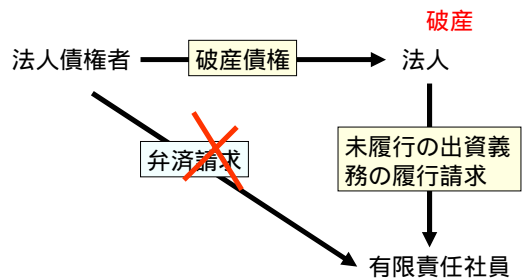
有限責任社員の破産と法人の債権者（107条1項）

- 法人債権者が有限責任社員の破産手続に直接参加すると、破産手続が複雑となる。
- 法人債権者の権利行使を認めないこととし、その代わりに法人が未履行の出資義務の履行を求め、これにより法人財産を充実させて法人債務の弁済を確実にすることとされた（有限責任社員の法人債権者に対する責任の間接化）。

T. Kurita

43

法人の破産の場合における法人債権者の有限責任社員に対する権利行使の禁止（107条2項）



T. Kurita

44

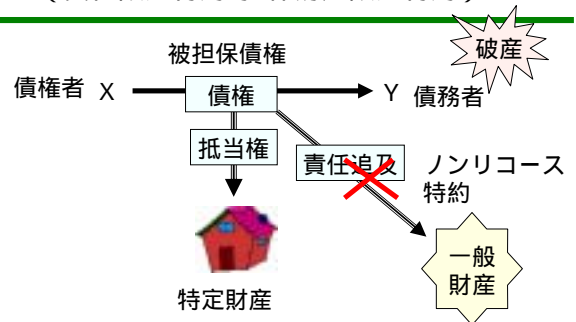
保証類似行為

- 経営指導念書（keepwell agreement） 親会社の指導・管理・支援等を通じて子会社等の経営の健全性を維持・支援することが親会社の意向であることを内容とするもの。典型的には、親会社・子会社間の契約としてなされる。
- 念書（letter of comfort）・覚書（letter of awareness） 親会社および債権者双方が債権者による子会社への与信を認識していること、親会社が子会社の株式を他に譲渡しないことを内容とする、親会社と債権者間の契約。
- 保証予約 債権者から予約完結の意思表示があれば、保証契約が成立するもの。

T. Kurita

45

ノンリコース特約 （責任限定特約/担保財産限定特約）



T. Kurita

46

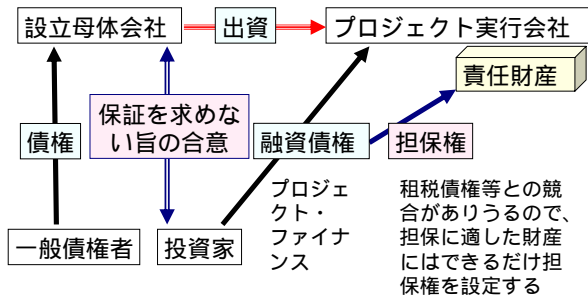
プロジェクト・ファイナンスにおける責任制限

- リスクの大きい事業については、事業主体の危険の軽減のために、責任財産を当該事業のための特別財産（当該事業に用いられる財産、当該事業から得られる財産等）に限定した融資が行われることがある。プロジェクト・ファイナンスと呼ばれるものである。
- 責任限定を確実にするために、当該事業のために別会社を設立し、その会社への融資契約において、設立母体たる会社の責任を追及しない旨の条項が挿入されることがある。

T. Kurita

47

別会社を用いた責任制限



T. Kurita

48

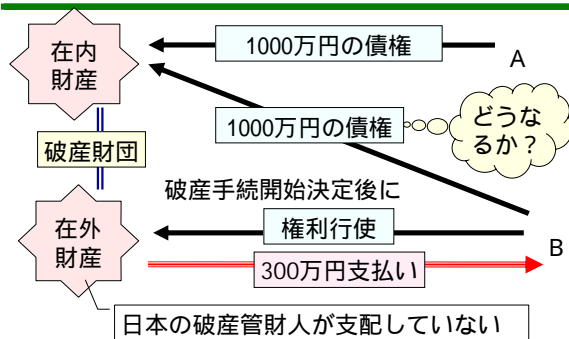
別除権者等の手続参加（108条）

- 不足額主義（1項）
 1. 担保権を行使して回収できなかった部分
 2. 被担保債権の全部または一部が担保されないことになったときは、その全部又は一部
 - a. 担保権の放棄の場合
 - b. 根抵当権の極度額を上回る部分
- 準別除権者（2項）

T. Kurita

49

在外財産からの満足（109条）



T. Kurita

50

続

- 破産債権者は、日本における破産手続開始当時の債権額で破産手続に参加することができる（109条）。
- 債権者集会における議決権行使の債権額からは在外財産からの弁済額を控除する（142条2項）。
- 配当に際しては、彼が在外財産から受けたのと同率の配当を他の債権者が受けるまで、彼は配当を受けることができない（201条4項）。

T. Kurita

51